地震に備えて
対策しましょう

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▼**対象住宅**　市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅
①昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降に増改築されていないもの
②一戸建ての専用住宅または併用住宅で地上階数が2以下のもの
③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること
④現在居住している住宅であること
▼**対象者**　対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する人など（法人を除く）
▼**診断費用**　申込者負担として、1戸当たり1万1,000円（延べ面積が200㎡以下の場合）
▼**募集期間**　11月30日まで
▼**募集戸数**　5戸（先着順）

木造住宅耐震改修補助金（建替えも対象）

耐震改修工事または建替え工事に要する経費の一部を補助します。

▼**対象住宅**　市内にあり、上記（木造住宅の耐震診断員を派遣）の対象要件①～③と、下記の要件④に該当する住宅
④耐震診断により倒壊する可能性があると判定されたもの
▼**対象者**　次の①・②のいずれにも該当する人
①対象住宅を所有し、かつ当該住宅に居住する人など（法人を除く）
②令和元年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人
▼**対象工事**　市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事
A．青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる工事
B．耐震診断により倒壊する可能性があると診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建替え工事
▼**補助金額**　補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または83万8,000円のいずれか低い額
▼**募集期間**　11月30日まで
▼**募集戸数**　1戸（先着順）

ブロック塀等耐震改修補助金

耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

▼**対象となる塀**　通学路等の避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀等
▼**対象者**　次の①・②のいずれにも該当する人
①対象となる塀の所有者等（法人等は除く）
②令和元年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人
▼**対象工事**　市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事
A．建築士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事
B．耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事
▼**補助金額**　補助対象経費に2/3を乗じて得た額または12万円のいずれか低い額
▼**募集期間**　11月30日まで
▼**募集件数**　5件程度（先着順）

～共通事項～

補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。
上記以外にも条件等がありますので、希望する人は事前にお問い合わせください。
※申請書および詳細は建築指導課（市役所3階）で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。
■**問い合わせ・申請先**　建築指導課（☎40-7053）

外国語パンフレットの作成などに

外国人観光客受入環境整備事業費補助金

外国人観光客の受入環境を向上させる取り組みを支援します。

▼**募集期間**　随時（先着順、予算に達した時点で受け付け終了）
▼**対象者**　市内で観光業、宿泊業、飲食業、旅客運送業、レンタカー業などの観光関連事業を営んでいる事業者（市税等の滞納者を除く）
▼**対象事業**　市内にある施設の案内表示、誘導表示、メニューなどの表示に係る外国語表記の整備／市内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページなどの情報発信に係る外国語表記の整備／市内で使用できるWi-Fi利用環境や外国人向け電子決済システムの整備／その他市内における外国人観光客の受入環境の向上に資する取り組み
▼**対象経費**　消耗品費／印刷製本費／手数料／筆耕翻訳料／委託料／工事請負費／備品購入費／その他市長が必要と認めるもの
※原則として市内業者への発注に限る。

▼**補助率・補助限度額**
補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、または10万円のいずれか少ない額
※補助金の交付は前年度までに交付を受けたものも含め、1補助事業者1回となります。提出書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。
■**問い合わせ・提出先**　国際広域観光課（☎40-7017）

あなたの力を
お待ちしています

弘前マイスターを募集しています
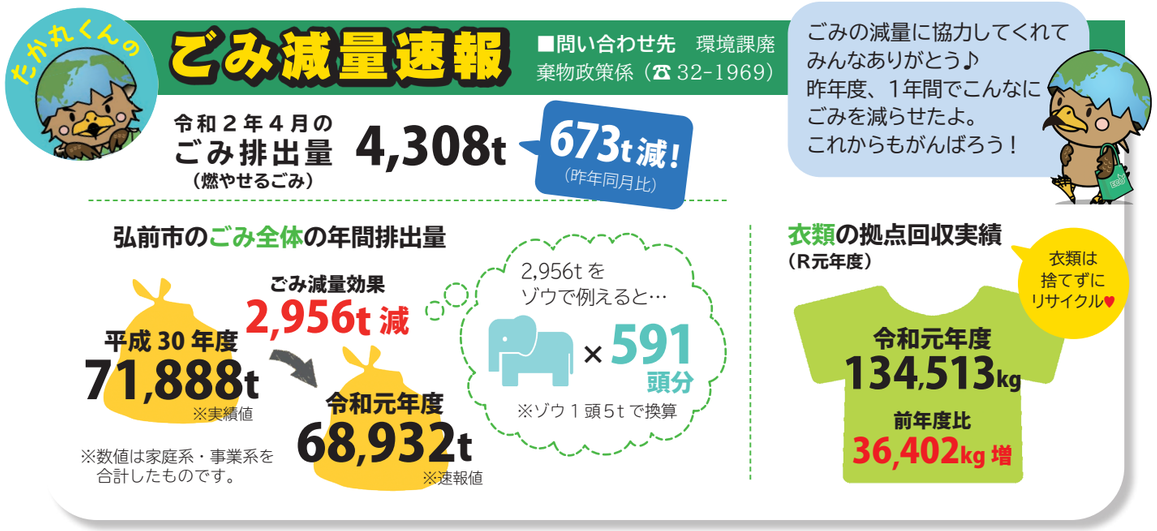
地域産業を支える優れた技能・技術の継承と人材育成を目的に「弘前マイスター制度」を制定しています。サービス業、製造業、建設業、農林漁業といった多様な分野を対象に、その産業を長年支え、特に優れた技能・技術を有する人の応募をお待ちしています。なお、他薦でご応募ください。
▼**対象**　市内に5年以上在住、または在勤する現役の技能・技術者で、対象職業に20年以上の従事経験を有する卓越した技能・技術者
▼**募集期限**　8月14日（金）
※制度の概要・認定申込書は、市ホームページからダウンロードできます。
■**問い合わせ・申込先**　産業育成課物産振興係（☎32-8106）